

募 集 要 項

津山支縁プロジェクトアプリ開発
企画制作業務

令和3年1月8日

つやま産業支援センター

目 次

第1. 募集要項等の定義	1
第2. 業務の内容	
1. 業 務 名	1
2. 契 約 日	1
3. 制作料上限額	1
4. 業 務 の 内 容	1
5. 展 開 期 間	1
第3. 応募事業者の条件等	
1. 応募資格	1
2. 応募に関する留意事項	2
第4. 募集に関するスケジュール等	
1. 企画提案書の提出	3
2. 審査結果の通知	4
第5. 審査方法等	
1. 審査委員会の設置	4
2. 審査の方法	4
第6. 業務実施に関する事項	
1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置	5

第1. 募集要項等の定義

本プロジェクトは、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）が運用する津山支縁プロジェクト web サイトの登録事業者及び閲覧数が伸び悩んでいることに鑑み、センターが事業者に、津山支縁プロジェクトアプリ開発企画制作業務（以下「業務」という。）を依頼するものであり、情報発信基盤として、スマートデバイス用アプリ（以下「アプリ」という。）を介し、津山市内の事業者等及び市民等に対して、当該業務の周知及び実施する各種事業や活動の告知等を目的としたものである。また、事業者の選定に当たっては、民間事業者の専門知識や高度なデザイン力、情報戦略等を活用するため、公募型企画提案方式を採用する。

この募集要項は、制作業務に係る事業者募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- 委託仕様書：センターが事業者に要求する具体的なサービス内容を示すもの
- 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2. 業務内容

1. 業務名 津山支縁プロジェクトアプリ開発企画制作業務
2. 納期 令和3年3月31日まで
3. 制作料上限額 1,000 千円（消費税を含む）
4. 業務内容

市内企業や個人事業者の商品販売情報やサービス内容などの情報発信、情報発信に関連するあらゆる施策と連動したアプリの構築・運営

第3. 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の備えるべき要件は、次のとおりとする。

① 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ア. センターとの連絡・調整が速やかに行えるよう、津山市内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを令和3年1月29日までに有していること。
- イ. 津山市において市税の滞納がないこと。

② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号規定に該当する者
- イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ。 国又は地方公共団体より指名停止を受けている期間中の者

エ。 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、旧和議法第 12 条の規定による和議開始の申立て、会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この要件に該当しないものとする。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書類提出書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類提出書（兼応募資格審査申請書・様式第 1 号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権等

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類及び採用した提案書等及び本業務により生じた著作権その他の権利は原則として提案事業者に帰属する。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、不採用となった応募事業者の提案書等は、提出時に返却を希望した場合に限り返却することとする。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア。 提案書類提出書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ。 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ。 2 通り以上の提案書類が提出された場合

エ。 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ。 著しく信義に反する行為があった場合

(7) その他

ア。 センターが提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の

効力を有するものとする。

イ. 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

第4. 募集に関するスケジュール等

質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式第4号）にて令和3年1月15日（金）正午までに持参またはFAXにより提出すること。
質疑の回答予定日	令和3年1月19日（火）
提案書類提出書の提出期限	令和3年1月25日（月）正午
審査（書面審査）	令和3年1月29日（金）予定
優先交渉権者の決定	令和3年1月29日（金）予定
審査結果の通知日	令和3年2月1日（月）予定
○提出先及び問合せ先 つやま産業支援センター 〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市東庁舎 1階 Tel：0868-24-0740 Fax：0868-24-0881 E-mail：info@tsuyama-biz.jp（問い合わせのみ） 担当：平山、沼	

1. 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次の要件により提出する。

(1) 受付（提出）期間

令和3年1月19日（火）～令和3年1月25日（月）正午まで

(2) 提出書類

ア. 提案書類提出書兼参加資格審査申請書 1部

イ. 提案書 3部（正本1部・副本2部）

ウ. 業務実績等提案書 3部（過去に作成したアプリ又はホームページ作成実績一覧）

エ. 見積書 1部

(3) 提出先

受付場所：つやま産業支援センター

(4) 提出方法

ア. 提出方法

(ア) 令和3年1月25日(月)正午までに持参または郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時(土日・祝祭日は除く。)

までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(イ) 企画提案書の追加もしくは差し替えは認めない。

イ. 作成方法

(ア) 提案書(様式第2号、様式第3号)により作成する。

(イ) 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)

(ウ) 提案書のうち正本1部について、「津山支縁プロジェクトアプリ開発企画制作業務企画提案書」及び「事業者名・代表者名」を記載した表紙を付けること。

ウ. 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

エ. 見積書

(ア) 見積書の作成は1部とする。

(イ) 見積書に押印する印鑑は、法人の場合は会社印及び代表者実印とし、個人事業主の場合は代表者実印とする。

(ウ) 見積書には内訳を添付すること。

(エ) 見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(オ) 見積額が異常に少額であるなど、本事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

2. 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者全員に文書にて通知することとし、質疑は受け付けない。

第5. 審査方法等

1. 審査委員会の設置

津山支縁プロジェクトアプリ開発企画制作業務審査会(以下「審査会」という。)において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の優先交渉権者として選定する。なお、提案事業者が1社であっても審査し、優先交渉権者の選定を行う。また、審査の結果、企画提案が選定基準点に満たない場合は、事業者を選定しないことがある。

2. 審査の方法

(1) 書面審査

企画提案書の書面審査を実施し、制作事業者選定評価基準に基づき採点する。

(2) 制作事業者選定評価基準

本業務にかかる評価基準は次の項目によるものとする。

・企画意図（配点10）

新型コロナウイルス感染拡大により、打撃を受けている企業や個人事業者の商品やサービスなどの販売内容を掲載し、市民の購入を促すと共に、津山市全体の連帯意識、地元愛を育てるアプリであることを深く理解し、アプリ制作に反映されているか。快適な環境でできるアプリであるか。その際の安全性は信頼がおけるものであるか。

・印象度（配点10）

アクセスユーザーに良好で、強いインパクトかつ共感を与える内容であるか。

・意識・行動の喚起（配点10）

新型コロナウイルス感染拡大に対して、市民相互の支え合いや助け合いの想いを共有し、利用者全体の連帯意識、地元愛を育てる動機づけになるような構成・演出であるか。

・発信性（配点6）

パブリシティ等による情報発信を喚起する内容であるか。また、SNSなど他媒体との連携や宣伝計画が優れているか。

・運営体制（配点6）

誰でも管理できる実施運営体制が整っているか。また、安全な通信環境を望むユーザーに十分応える、信頼性における環境が整っているか。

・制作費用（配点10）

費用対効果の観点から予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。

・見積額（配点8）

見積金額が妥当であるか。

(3) 交渉権者の順位決定

センターは、審査会の審査結果を踏まえ、交渉権者の順位を決定する。

(4) 優先交渉権者との契約が成立しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

第6. 業務実施に関する事項

1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置

(1) 契約事業者の債務不履行の場合

契約事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合には、センターは契約事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。契約事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、センターは契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することがで

きる。

(2) センターの債務不履行の場合

ア. センターの責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、契約事業者は契約を解除できる。

イ. 前号の場合において、契約事業者が契約を解除した場合、契約事業者はセンターに対し、これにより生じた損害賠償を請求できる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は契約事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、センター及び契約事業者双方により業務継続の可否について協議する。

一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、センター又は契約事業者は、契約を解除する。

2. 既存津山支縁プロジェクト web サイト掲載事業者への支援措置

令和3年4月1日以降、契約事業者がアプリの運用を行うに当たり、市内事業者に対して有償にてアプリを利用させることを考慮し、また、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み、既存の津山支縁プロジェクト web サイト掲載事業者がアプリを利用する場合の支援措置を講じるもの。ただし、当該措置は津山市の令和3年度予算の確定により、実施を確定するものとする。